

## かながわ県産木材産地認証制度実施要領

### (趣旨)

第 1 条 かながわ森林・林材業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が活性化協議会会則（以下「会則」という。）第3条の（2）に掲げる事業として行う、公共事業等や住宅建設において、かながわ県産木材の利用促進を図ることを目的に、県民ニーズにあった県産木材を安定的に供給するため、産地認証制度の実施に必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 かながわ県産木材とは、次のとおりとする。

- 1 神奈川県内で合法的に伐採し生産された素材。
- 2 神奈川県内で合法的に伐採し生産された素材を原則として神奈川県内の製材工場等で加工した製品。
- 3 第9条に基づき認証された工場で、神奈川県内で合法的に伐採し生産された素材を使用して生産された、原則として神奈川県内で生産されていない活性化協議会が認めた製品。
- 4 前3項の他、活性化協議会が特に認めたもの。

### (かながわ県産木材の産地認証申請)

第 3 条 かながわ県産木材の産地認証を受けようとする者は、当該木出荷予定日の10日前までに、かながわ県産木材産地認証申請書（第1号様式）を活性化協議会に提出するものとする。

- 2 前項の規定により認証が受けられる者は、第2条に規定するかながわ県産木材を生産する素材生産業者及び製材工場等とする。

### (かながわ県産木材産地認証調査)

第 4 条 活性化協議会は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合は、調査員を派遣し、申請者立会のもと、申請書の内容及び申請に係るかながわ県産木材の調査を行い、その調査に基づき認証の適否を決定する。

- 2 前項の調査に係る実施細則は、別に定める。

### (かながわ県産木材産地認証書の交付)

第 5 条 活性化協議会は、調査員が前条第2項に定める実施細則の基準に適合するものと認めた、かながわ県産木材（以下、「産地認証木材」という。）について、かながわ県産木材産地認証書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

### (かながわ県産木材生産者認証申請)

第 6 条 生産者認証を受けようとする者は、かながわ県産木材生産者認証申請書（第3号様式）を活性化協議会に提出するものとする。

### (申請者の調査)

第 7 条 活性化協議会は、前条の規定による生産者認証申請書が提出された場合は、調査員を派遣し、別に定める、かながわ県産木材生産者認証規程に基づき調査を行い、会則第10条第4項の規定により設置された県産木材認証制度検討部会において審査し、認証の適否を決定するものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、専門的な知識を有する者の意見を徴することができる。

### (生産者認証書の交付)

第 8 条 活性化協議会は、前条の審査の結果、適合すると認められるときは、申請者に、かながわ県産木材生産者認証書（第4号様式。以下、「生産者認証書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の認証書の有効期間は、交付した日から2年後の日が属する年度末までの期間とする。

### (特定製品生産工場認証)

第 9 条 活性化協議会は、前条第1項の認証書の交付を受けた者（以下、「認証生産者」という。）又は認証生産者と活性化協議会の正会員との間で、かながわ県産木材の提供、第2条第3項及び第4項の製品等の生産、販売に関する協定を締結した県外の製材工場等を、かながわ県産木材特定製品生産認証工場（以下、「特定製品生産認証工場」という。）として認証することができる。

- 2 前項の規定に基づき既に協定を締結して認証された特定製品生産工場が、これとは別に前

項の規定に基づく協定を締結し、既協定に基づくものと同様の製品等を生産する場合にあっては、当該協定に基づく新たな認証はしないものとする。

(かながわ県産木材特定製品生産工場認証申請)

第10条 前条の認証を受けようとする者は、かながわ県産木材特定製品生産工場認証申請書(第3号様式の2)を活性化協議会に提出するものとする。

(申請特定製品生産工場の調査)

第11条 前条の申請書が提出されたときは、調査員を派遣し、別に定めるかながわ県産木材特定製品生産工場認証規程に基づき調査を行い、県産木材認証制度検討部会において審査し、活性化推進会議に報告の上、理事会において認証の適否を決定するものとする。

2 前項の調査にあたっては、専門的な知識を有する者の意見を徴することができる。

3 第1項の調査に関する出張実費は、申請者の負担とする。

(特定製品生産工場認証書の交付)

第12条 活性化協議会は、前条の調査の結果、適合すると認められたときは、申請者にかながわ県産木材特定製品生産工場認証書(第4号様式の2)を交付するものとする。

2 前項の認証書の有効期間は、交付した日から2年後の日が属する年度末までの期間とする。

(認証の特例)

第13条 認証生産者は、自ら生産したもの及び委託して生産したものについて、かながわ県産木材で第4条第2項に規定する実施細則に定める基準に適合するものであれば、第5条の規定により活性化協議会が認めたものとして、かながわ県産木材産地認証書(第5号様式)を交付できるものとする。

2 前項の委託して生産したものは、次の場合に限るものとする。

(1) 素材の部の認証生産者が、神奈川県内で生産された素材の生産をやむを得ない理由で自ら生産することができず、伐採、造材、搬出などの作業を他の林業事業者等に委託し、自らその作業を管理監督して生産した素材であること。

(2) 製品の部の認証生産者が、神奈川県内で生産された素材を利用して、やむを得ない理由で、その過半を超えない範囲で、県内の工場等に委託して生産した製品及び県内で生産されていない製品の一次加工を、やむを得ない理由で、その過半を超えない範囲で、他の工場等に委託(県内の他の工場等で加工可能なものについては、県内で加工することが原則)して生産し、自ら加工した一次加工品と合わせて県外の工場等に委託して生産した製品であること。

3 前項に規定する、委託して生産したものについて、かながわ県産木材産地認証書(第5号様式)を交付する認証生産者は、一次加工する全体数量及び委託して生産する理由、委託先との取引が確認できる書類を活性化協議会に提出しなければならない。

4 第8条第1項の認証を受けた神奈川県森林組合連合会は、前項の規定のほか自らが取り扱うものについて、かながわ県産木材で第4条第2項に規定する実施細則に定める基準に適合するものであれば、かながわ県産木材産地認証書(第5号様式)を交付できるものとする。

5 かながわ県産木材特定製品生産工場認証書の交付を受けた者(以下、「特定製品生産工場認証者」という。)は、第9条の規定に基づき生産したものについて、第5条の規定により活性化協議会が認めたものとして、かながわ県産木材産地認証書(第5号様式)を交付できるものとする。

(遵守義務)

第14条 認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、かながわ県産木材の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、かながわ県産木材産地認証制度実施要領及び関係規程を遵守しなければならない。

2 認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、活性化協議会が交付する認証書を主たる事務所又は特定製品生産認証工場に掲示するものとする。

3 認証生産者は、かながわ県産木材産地認証書を交付し、産地認証木材として出荷した木

材について、出荷台帳（第6号様式）に整理保管するとともに、毎年度の交付状況について当該年度の翌年度4月末日までに、活性化協議会に報告しなければならない。

4 特定製品生産工場認証者は、認証期間中の毎年度4月10日までに、かながわ県産木材特定製品生産計画書（第6号様式2）を活性化協議会に提出しなければならない。ただし、認証を受けようとする年度にあっては、第10条の申請書と同時に提出するものとする。

5 特定製品生産工場認証者は、認証期間中の各年度の産地認証木材の生産実績について、翌年度4月末日までに、かながわ県産木材特定製品生産実績報告書（第6号様式の3）により活性化協議会に報告しなければならない。

6 認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、産地認証木材として出荷した木材の産地について、疑義が生じた場合は自らの責任において、それに対処しなければならない。

（現地調査）

第15条 活性化協議会は、認証生産者及び特定製品生産認証工場の現況及び生産する産地認証木材が適正に生産され出荷されているかを確認する必要があるときは、必要に応じ現地調査をすることができる。

2 前項の調査は、第4条第1項に規定するかながわ県産木材産地認証調査、第7条第1項に規定する生産者認証調査及び、第11条第1項に規定する特定製品生産工場認証調査の調査に準じて行う。

3 特定製品生産認証工場の現地調査に係わる出張実費は、特定製品生産工場認証者の負担とする。

（認証マーク等）

第16条 産地認証木材には、活性化協議会が定める認証マーク及び極印を表示することができる。

2 認証マーク及び極印の取扱い並びに意匠及び規格は別に定める。

（再認証）

第17条 認証生産者として再認証を受けようとする者は、かながわ県産木材生産者再認証申請書（第7号様式）を活性化協議会に提出するものとする。

2 前項の再認証申請書の提出があった場合は、第7条、第8条の規定を準用して再認証するものとする。

3 特定製品生産認証工場として再認証を受けようとする者は、かながわ県産木材特定製品生産工場再認証申請書（第7号様式の2）を活性化協議会に提出するものとする。

4 前項の再認証申請書の提出があった場合は、県産木材認証制度検討部会において審査し、認証の適否の決定を行い、第12条の規程を準用して再認証するものとする。

（変更届）

第18条 認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、認証申請書及び再認証申請書の記載事項に変更があった場合は、かながわ県産木材生産者認証事項変更届（第8号様式）又はかながわ県産木材特定製品生産工場認証事項変更届（第8号様式の2）を速やかに活性化協議会に提出しなければならない。

2 活性化協議会は、前項の規定による届出があったときは、第8号様式の3により変更確認の通知をするものとする。

（認証書の再交付）

第19条 認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、認証書を汚損し、又は紛失したことにより、認証書の再交付を受けようとするときは、かながわ県産木材生産者認証書再交付申請書（第9号様式）又はかながわ県産木材特定製品生産工場認証書再交付申請書（第9号様式の2）を活性化協議会に提出しなければならない。

2 活性化協議会は、前項の規定により認証書の再交付申請が提出された場合は、新たに交付する認証書にその旨を付記するものとする。

（認証の取消）

第20条 活性化協議会は、産地認証木材及び認証生産者、特定製品生産認証工場が次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができるものとする。

（1）認証申請書又は再認証申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。

（2）認証生産者又は特定製品生産工場認証者から当該認証の取消の申請があったとき。

- (3) 認証生産者又は特定製品生産認証工場が産地認証木材の生産を中止したとき。
  - (4) 認証生産者がかながわ県産木材生産者認証規程に適合しなくなったとき。
  - (5) 認証生産者が実施細則に定める基準に適合しない木材を産地認証木材として出荷したとき。
  - (6) 特定製品生産認証工場が、かながわ県産木材特定製品生産工場認証規程に適合しなくなったとき。
  - (7) 特定製品生産認証工場が、かながわ県産木材特定製品生産工場認証規程に適合しない木材を産地認証木材として出荷したとき。
  - (8) 認証生産者又は特定製品生産工場認証者が第21条に基づく手数料を支払わなかったとき。
- 2 活性化協議会は、前項各号に掲げる事項に該当し認証を取り消すときは、認証取消通知書（第10号様式又は第11号様式、第11号様式の2）により認証の取消について、通知するものとする。
- 3 認証を取り消された産地認証木材の申請者及び認証生産者、特定製品生産工場認証者は、すでに交付を受けた認証書を活性化協議会に返納するとともに認証マーク及び極印を抹消し、これらの使用を中止しなければならない。
- 4 認証を取り消された産地認証木材の申請者及び認証生産者、特定製品生産工場認証者は、認証を取り消された日の翌日から起算して1年の間、第3条第1項及び第6条、第10条の規定による申請を行うことができない。

（手数料の納付）

- 第21条 第3条第1項に基づく申請者、第6条、第10条、第17条第1項、第19条第1項の規定による申請並びに第8条第1項、第12条第1項により認証を受けた認証生産者及び特定製品生産工場認証者は、別に定める額の手数料を活性化協議会に納付しなければならない。
- 2 納入された手数料は、理由のいかんに関わらず、返還しないものとする。

（委任）

- 第22条 この要領に定めるもののほか、かながわ県産木材産地認証制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月29日から施行する。

ただし、施行日時点で有効な協定に基づく製品生産については、適用を除外する。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

第1号様式

かながわ県産木材産地認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)  
電話番号  
F A X  
担当者名

かながわ県産木材の産地認証を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第3条の規定により関係書類を添付して申請します。

1 認証申請する木材の種類

種類	樹 種	用 途	寸 法 (mm)			数量 (m <sup>3</sup> )
			厚み	幅	長さ	
合計						

(記載要領)

- (1) 種類は、製材品、素材、その他（製品名等具体的）を記載する。
- (2) 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ等の一般的な名称を記載する。
- (3) 用途は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、土木用丸太等を記載する。
- (4) 寸法は、規格の種類が素材にあっては末口径と長さを、製品は、小口の厚み、幅、長さを、その他製品は規格寸法等を記載する。
- (5) 数量は、素材にあっては小数点第4位四捨五入3位止め、製品及びその他製品にあっては小数点第5位四捨五入4位止めとする。
- (6) 寸法の種類が多く記載できない場合は、別紙に取りまとめ、合計数量を記載する。

2 出荷予定年月日  
平成 年 月 日

3 出荷先  
(1) 住所  
(2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

第2号様式

かながわ県産木材産地認証書

活第 号  
平成 年 月 日

申請者様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会長 (印)

平成 年 月 日付けで申請のありました、かながわ県産木材の産地認証については、調査の結果、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第2条に規定するかながわ県産木材と認められるので、同要領第5条の規定によりかながわ県産木材産地認証書を交付します。

1 認証する木材の種類

種類	樹種	用途別規格	寸法 (mm)			数量 (m <sup>3</sup> )
			厚み	幅	長さ	
合計						

※上記の木材については、神奈川県内で合法的に伐採し生産された素材（を加工した製品）である。（記載要領）

- (1) 種類は、製材品、素材、その他（具体的）を記載する。
- (2) 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ等の一般的な名称を記載する。
- (3) 用途は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、土木用丸太等を記載する。
- (4) 寸法は、規格の種類が素材にあっては末口径と長さを、製品は、小口の厚み、幅、長さを、その他製品は規格寸法等を記載する。
- (5) 数量は、素材にあっては小数点第4位四捨五入3位止め、製品及びその他製品にあっては小数点第5位四捨五入4位止めとする。
- (6) 寸法の種類が多く記載できない場合は、別紙に取りまとめ、合計数量を記載する。

2 出荷予定年月日

平成 年 月 日

3 出荷先

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

第3号様式

かながわ県産木材生産者認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
氏 名 ⑩  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号  
F A X  
担当者名

かながわ県産木材の生産者認証を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第6条の規定により関係書類を添付して申請します。

- 1 添付書類（該当するものを○で囲む。）
- (1) 素材の生産体制
  - (2) 製品の生産体制

1 素材の生産体制

(1) 素材ストック施設（土場）の概要

面積 (㎡)	ストック可能生産量 (m <sup>3</sup> )	備 考

(記載要領)

製材工場に併設している土場も含むものとする。

(2) 素材生産用林業機械・器具保有状況

単位：セット、台

機械・器具名	数 量
索道	
集材機	
モノケーブル	
リモコンウインチ	
自走式運搬機	
モノレール	
小型運材機	
フォークリフト	
クレーン付トラック	
チェーンソー	
高性能林業機械 ( )	
その他 ( )	

(記載要領)

高性能林業機械、その他の欄に記入する場合は、具体的な機械・器具名を( )内に記入すること。

(3) 年間生産量

単位：m<sup>3</sup>

区分		直前3年間の生産量の年平均	最大可能年生産量
針葉樹	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
広葉樹	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
合 計	県産木材		
	県産木材以外		
	合 計		

(4) 従業員の状況

単位：人

従業員の人数	素材生産関係の 免許・資格保有者数	素材の生産に1年以上従事 した経験を有する者の数

(5) 特記事項

## 2 製品の生産体制

### (1) 製材施設等の現況

総敷地面積 (㎡)	左の内訳 (㎡)				
	資材置場	加工場	乾燥施設	製品倉庫	その他
機械設備名	製材用動力の出力数 (kw) 又は容量		台数 (基)	摘要	

### (2) 年間生産量

単位：m<sup>3</sup>

区		分	申請年の前年1年間の生産量	最大可能生産量
国産材	県産木材	構造用製材		
		造作用製材		
		その他		
		小計		
	県産木材以外	構造用製材		
		造作用製材		
		その他		
		小計		
外材	構造用製材			
	造作用製材			
	その他			
	小計			
合計	構造用製材			
	造作用製材			
	その他			
	小計			

### (3) 素材取扱量

単位：m<sup>3</sup>

区分		直前3年間の取扱量の年平均	県産木材目標年取扱量
針葉樹	県産木材		
	県産木材以外		
	外材		
	小計		
広葉樹			

### (4) 従業員の状況

単位：人

従業員の人数	製材関係の 免許・資格保有者数	製材に1年以上従事 した経験を有する者の数

### (5) 特記事項

第3号様式の2

かながわ県産木材特定製品生産工場認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
 名称及び代表者  
 電 話 番 号  
 F A X  
 担 当 者 名

印

かながわ県産木材特定製品生産工場の認証を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第10条第1項の規定により関係書類を添付して申請します。

1 生産工場

- (1) 所在地・名称
- (2) 工場の責任者職・氏名

※会社の概要及び工場の規模・生産している製品、数量が分かる資料を添付

2 素材等の取扱計画

年度	素材等入荷工場	素材等入荷元	樹種	規格(末口径・材長)	素材等数量
計					

※今後3年間の取扱素材等について記載すること

3 製品等の生産計画

年度	工場名	出荷先	製品等の名称	規格	樹種	製品等の生産計画量		製品等の生産に要する素材数量	
						全体量	神奈川県供給量	全体量	神奈川県供給量
計									

※今後3年間の製品等について記載すること

4 素材及び製品の管理計画

素材等管理		生産管理		製品等管理	
入荷管理	保管管理	生産工程管理	品質管理	保管管理	出荷管理

※生産工場ごとに記載のこと

5 協定書

※協定の写しを添付のこと

第4号様式

かながわ県産木材生産者認証書

活第 号  
平成 年 月 日

申請生産者 様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会 長 

平成 年 月 日付けで申請のありました、かながわ県産木材生産者認証については、調査の結果、かながわ県産木材生産者認証規程に適合しているため、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第8条第1項の規定によりかながわ県産木材生産者認証書を交付します。

- 1 生産者の所在地及び名称
  - (1) 所在地
  - (2) 名称
- 2 代表者氏名
- 3 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

第 4 号様式の 2

かながわ県産木材特定製品生産工場認証書

活第 号  
平成 年 月 日

申 請 者 様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会 長 Ⓜ

平成 年 月 日付けで申請のありました、かながわ県産木材特定製品生産工場認証については、調査の結果、かながわ県産木材特定製品生産工場認証規程に適合しているため、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第 9 条の規定によりかながわ県産木材特定製品生産工場認証書を交付します。

- 1 認証工場の所在地及び名称
  
- 2 工場の責任者職・氏名
  
- 3 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

かながわ県産木材産地認証書

第 号  
平成 年 月 日

様

かながわ森林・林材業活性化協議会認証生産者  
(特定製品生産工場認証者)

住 所  
氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

下記の木材については、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第2条に規定するかながわ県産木材と認められるので、同実施要領第13条第1項(第2項・第4項・第5項)の規定により、かながわ県産木材産地認証書を交付します。

1 認証する木材の種類

種類	樹種	用途別規格	寸法 (mm)			本数等	数量 (m <sup>3</sup> )
			厚み	幅	長さ		
合計							

※上記の木材については、神奈川県内で合法的に伐採し生産された素材(を加工した製品)である。  
(記載要領)

- (1) 種類は、製材品、素材、その他(具体的)を記載する。
- (2) 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ等の一般的な名称を記載する。
- (3) 用途は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、土木用丸太等を記載する。
- (4) 寸法は、規格の種類が素材にあっては末口径と長さを、製品は、小口の厚み、幅、長さを、その他製品は規格寸法等を記載する。
- (5) 数量は、素材にあっては小数点第4位四捨五入3位止め、製品及びその他製品にあっては小数点第5位四捨五入4位止めとする。
- (6) 寸法の種類が多く記載できない場合は、別紙に取りまとめ、合計数量を記載する。

2 出荷(予定)年月日  
平成 年 月 日

3 出荷先  
(1) 住所  
(2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

第6号様式

出 荷 台 帳

No.

かながわ県産木材生産者認証書 番号・交付年月日	活第 号 平成 年 月 日
生産者の所在地及び名称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 名	
認 証 書 の 有 効 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認証 番号	種類	樹種	用途別規格	寸法 (mm)			数量 (m <sup>3</sup> )	備 考
				厚み	幅	長さ		
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							

(記載要領)

- (1) 種類は、製材品、素材、その他（製品名等具体的）を記載する。
- (2) 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ等の一般的な名称を記載する。
- (3) 用途は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、土木用丸太等を記載する。
- (4) 寸法は、規格の種類が素材にあっては末口径と長さを、製品は、小口の厚み、幅、長さを、その他製品は規格寸法等を記載する。
- (5) 数量は、素材にあっては小数点第4位四捨五入3位止め、製品及びその他製品にあっては小数点第5位四捨五入4位止めとする。
- (6) 認証番号毎の寸法の種類が多く記載できない場合は、別紙に取りまとめ、合計数量を記載する。

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
 名称及び代表者  
 電 話 番 号  
 F A X  
 担 当 者 名

⑩

平成 年度かながわ県産木材特定製品生産計画書を作成したので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第14条第4項の規定により関係書類を添付して提出します。

1 生産工場

- (1) 所在地・名称
- (2) 工場の責任者職・氏名

2 素材の取扱計画

素材入荷元	樹種	規格(末口径・材長)	素材数量

3 製品等の生産計画

出荷先	製品等の 名 称	規格	樹種	製品等の生産計画量		製品等の生産に要する 素材数量	
				全体量	神奈川県 供給量	全体量	神奈川県 供給量

4 素材及び製品等の管理計画

素材管理		生産管理		製品等管理	
入荷管理	保管管理	生産工程管理	品質管理	保管管理	出荷管理

5 協定書

※協定の写しを添付のこと(初年度の工場認証申請時には不要)

第6号様式の3

平成 年度かながわ県木材特定製品生産実績報告書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
 名称及び代表者  
 電 話 番 号  
 F A X  
 担 当 者 名

(印)

平成 年度かながわ県産木材特定製品生産実績報告書を作成したので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第14条第5項の規定により関係書類を添付して提出します。

1 生産工場

- (1) 所在地・名称
- (2) 工場の責任者職・氏名

2 素材の取扱実績

素材入荷元	樹種	規格	素材数量

3 製品等の生産実績

出荷先	製品等の 名 称	規格	樹種	製品等の生産実績量		製品等の生産に要した 素材数量	
				全体量	神奈川県 供給量	全体量	神奈川県 供給量

4 素材及び製品等の管理実績

素材管理		生産管理		製品等管理	
入荷管理	保管管理	生産工程管理	品質管理	保管管理	出荷管理

第7号様式

かながわ県産木材生産者再認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号  
F A X  
担当者名

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材生産者として再認証を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第17条第1項の規定により関係書類を添付して申請します。

- 1 かながわ県産木材生産者認証書の番号及び交付年月日  
活第 号 平成 年 月 日
- 2 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 3 添付書類（該当するものを○で囲む。）
  - (1) 素材の生産体制
  - (2) 製品の生産体制

第7号様式の2

かながわ県産木材特定製品生産工場再認証申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
 名称及び代表者  
 電 話 番 号  
 F A X  
 担 当 者 名

印

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材特定製品生産工場として再認証を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第17条第3項の規定により関係書類を添付して申請します。

1 生産工場

- (1) 所在地・名称
- (2) 工場の責任者職・氏名

※会社の概要及び工場の規模・生産している製品、数量が分かる資料を添付

2 素材の取扱計画

年度	素材入荷元	樹種	規格(末口径・材長)	素材数量
計				

※今後3年間の取扱素材について記載すること

3 製品等の生産計画

年度	出荷先	製品等の 名 称	規格	樹種	製品等の生産計画量		製品等の生産に 要する素材数量	
					全体量	神奈川県 供給量	全体量	神奈川県 供給量
計								

※今後3年間の製品等について記載すること

4 素材及び製品等の管理計画

素材管理		生産管理		製品等管理	
入荷管理	保管管理	生産工程管理	品質管理	保管管理	出荷管理

5 協定書

※協定の写しを添付のこと

第8号様式

かながわ県産木材生産者認証事項変更届

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名) ㊞

電話番号  
F A X  
担当者名

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材生産者認証事項に、次のとおり変更があったので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第18条第1項の規定により届け出ます。

- 1 かながわ県産木材生産者認証書の番号及び交付年月日  
活第 号 年 月 日
- 2 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月まで
- 3 変更の内容  
(1) 変更前  
(2) 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更の年月日  
平成 年 月 日

第8号様式の2

かながわ県産木材特定製品生産工場認証事項変更届

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
名称及び代表者  
電 話 番 号  
F A X  
担 当 者 名

印

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材特定製品生産工場認証事項に、次のとおり変更があったので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第18条第1項の規定により届け出ます。

1 認証番号及び交付年月日

2 認証書の有効期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

5 変更事由の発生日

平成 年 月 日

第8号様式の3

平成 年 月 日

御中

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会 長 

かながわ県産木材生産者認証事項の変更について（通知）

平成 年 月 日付けで提出のありました、かながわ県産木材生産者認証事項変更につきましては、変更を確認したので通知します。

記

第9号様式

かながわ県産木材生産者認証書再交付申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
電話番号  
F A X  
担当者名

平成 年 月 日付け活第 号で交付を受けた、かながわ県産木材生産者認証書の再交付を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第19条第1項の規定により申請します。

- 1 かながわ県産木材生産者認証書の番号及び交付年月日  
活第 号 年 月 日
- 2 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月まで
- 3 再交付を申請する理由

第9号様式の2

かながわ県産木材特定製品生産工場認証書再交付申請書

平成 年 月 日

かながわ森林・林材業活性化協議会会長 様

住 所  
名称及び代表者  
電 話 番 号  
F A X  
担 当 者 名

④

平成 年 月 日付け活第 号で認証を受けたかながわ県産木材特定製品生産工場認証書の再交付を受けたいので、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第19条第1項の規定により申請します。

1 認証番号及び交付年月日

2 認証書の有効期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 再交付を申請する理由

第10号様式

かながわ県産木材産地認証取消通知書

活第 号  
平成 年 月 日

申請者様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会長 印

平成 年 月 日付け活第 号で認証をした、かながわ県産木材産地認証については、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第20条第1項の規定に基づき認証を取り消します。

1 認証を取り消す木材の種類

種類	樹種	用途別規格	寸法 (mm)			数量 (m <sup>3</sup> )
			厚み	幅	長さ	
合計						

(記載要領)

- (1) 種類は、製材品、素材、その他（製品名等具体的）を記載する。
- (2) 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ等の一般的な名称を記載する。
- (3) 用途は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、土木用丸太等を記載する。
- (4) 寸法は、規格の種類が素材にあっては末口径と長さを、製品は、小口の厚み、幅、長さを、その他製品は規格寸法等を記載する。
- (5) 数量は、素材にあっては小数点第4位四捨五入3位止め、製品及びその他製品にあっては小数点第5位四捨五入4位止めとする。
- (6) 寸法の種類が多く、記載できない場合は、別紙に取りまとめ、合計数量を記載する。

2 出荷予定年月日

平成 年 月 日

3 出荷先

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

4 取消の理由

第11号様式

かながわ県産木材生産者認証取消通知書

活第 号  
平成 年 月 日

申請者・認証生産者 様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会 長 ⑩

平成 年 月 日付け活第 号で認証をした、かながわ県産木材生産者認証については、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第20条第1項の規定により認証を取り消します。

- 1 生産者の所在地及び名称
  - (1) 所在地
  - (2) 名 称
- 2 代表者氏名
- 3 認証書の有効期間  
平成 年 月 日から平成 年 月まで
- 4 取消の理由

第 11 号様式の 2

かながわ県産木材特定製品生産工場認証取消通知書

平成 年 月 日

申請者・特定製品生産認証者 様

かながわ森林・林材業活性化協議会  
会 長 ㊟

平成 年 月 日付け活第 号で認証をしたかながわ県産木材特定製品生産工場認証については、かながわ県産木材産地認証制度実施要領第 20 条第 1 項の規定に基づき認証を取り消します。

1 認証取消工場の所在地及び名称

(1) 所在地・名称

(2) 工場の責任者職・氏名

2 取消の理由